

令和3年度
国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業
現場技術その1業務

特 別 仕 様 書

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

(適用範囲)

第1条

令和3年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 現場技術その1業務（以下、「本業務」という。）の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第2条

本業務は、国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク（以下「防災情報ネットワーク」という。別添概念図参照）について、全国の地区で接続に必要な帳票の確認等を行うとともに各種資料作成等を行うものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) ~ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

(管理技術者)

第4条

管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（電気電子－情報通信）（電気電子－電気設備）（農業－農業土木、農業農村工学）、電気電子部門（情報通信）（電気設備）、農業部門（農業土木、農業農村工学））、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（部門：電気電子、農業土木）及び1級土木施工管理技士のいずれかの資格を有する者。又は、これと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

なお、これと同等以上の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大・高専卒18年、高校卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(現場技術員)

第5条

現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。

技術者区分	資 格
現場技術員 (C)	①情報処理技術者試験に合格した者。 ②2級土木施工管理技士の資格を有する者。 ③大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。

ただし、②及び③については、水管理制御設備や情報システムの設計、保守、運用及び工事のい

ずれかの実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

(配置技術者の確認)

第6条

共通仕様書第4条における業務組織表の作成及び共通仕様書第9条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第7条

受注者は、共通仕様書第12条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(作業条件)

第8条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に実施手順を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。

(貸与資料)

第9条

貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸与資料	数量
1	国営造成施設防災情報ネットワーク 利用者マニュアル、マスタメンテナンスマニュアル	1式
2	「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」(平成27年3月31日農林水産省訓令第4号)	1式
3	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムのセキュリティ確保について(案)	1式
4	令和2年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム改良業務 報告書	1式
5	令和2年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム運用業務 報告書	1式
6	令和2年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム保守業務 報告書	1式
7	令和2年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 接続支援業務 報告書	1式

8	令和2年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 現場技術業務 報告書	1式
---	---	----

また、上記以外で必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(履行期間)

第10条

契約延月数は11.4ヶ月とし、業務期間は次のとおりとする。

令和3年4月17日～令和4年3月25日

(業務内容)

第11条

業務内容等については、次のとおりとする。

(1) 管理技術者の業務内容は次のとおりとする。

1) 契約書第7条第2項に定める業務運営を行うものとし、監督職員と月1回以上の業務打合せを行う。

なお、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第5条に定める業務履行状況を報告しなければならない。

(2) 本業務に従事する現場技術員は現場技術員（C）とし、その業務内容及び対象業務・工事は次のとおりとする。

1. 業務内容

作業項目	数量	備考
① 防災情報ネットワークシステムに関する補助作業	1式	
② その他補助作業	1式	

2. 対象業務

番号	業務名	実施（予定）期間
1	令和3年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム運用・保守業務	令和3年4月～ 令和4年3月
2	令和3年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム高度化業務（分析手法検討）（仮称）	令和3年4月～ 令和4年3月
3	令和3年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 システム高度化業務（システム高度化検討）（仮称）	令和3年4月～ 令和4年3月

なお、詳細については別紙「作業項目内訳表」による。

(作業の留意点)

第12条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、防災情報ネットワークに関するものについて、別に貸与する「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」（平成27年3月31日農林水産省訓令第4号）および「国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムのセキュリティ確保について（案）」に記載された関連項目を遵守し業務を実施しなければならない。なお、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」および「国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムのセキュリティ確保について（案）」が改定された場合には、それらに基づき実施すること。

(業務場所)

第13条

業務場所は、利根川水系土地改良調査管理事務所内を予定している。なお、詳細については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

(成果物)

第14条

成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1式
(2) 共通仕様書第13条から第26条の規定により実施した業務において作成した資料 1式
(3) その他必要な資料 1式

(その他留意事項)

第15条

(1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

(2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については監督職員と協議のうえ決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウィルス対策ソフトがインストールされ、ウィルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。

(3) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。

この場合、机、椅子等は貸与する。

なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。

(4) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(契約変更)

第16条

業務請負契約書第12条、第30条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 特別仕様書第10条に示す「履行期間」の変更が生じた場合。

(2) 特別仕様書第11条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。

(3) その他

(定めなき事項)

第17条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業 数量
① 防災情報ネットワークシステムに関する補助作業	・防災情報ネットワークシステムについて、接続のため接続地区から提出される資料の確認やシステム関係の資料作成等防災情報ネットワークシステムに関する補助作業を行う。 (対象業務 3件程度想定)	1式
② その他補助作業	・情報（データ）活用へ向けた取組等に関する資料作成等を行う。	1式

【別添概念図】

国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム概念図

